

○燕市移住・就業等支援事業補助金交付要綱

令和元年6月1日

告示第204号

改正 令和2年4月1日告示第166号

令和2年9月7日告示第363号

令和3年3月31日告示第122号

令和4年3月30日告示第84号

(趣旨)

第1条 この告示は、新潟県総合計画及び燕市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、燕市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、新潟県と共同して行う燕市移住・就業等支援事業において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から燕市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において燕市移住・就業等支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領(令和4年3月18日付けしごと第925号新潟県産業労働部しごと定住促進課長通知。以下「県実施要領」という。)及び燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

2 世帯の申請を行う者が18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき30万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 市長は、県実施要領に定める交付要件を満たす者(以下「補助対象者」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、新潟県が県実施要領に従い実施する起業支援事業の対象となった者にあつては、1年以

内に当該事業に係る起業支援金の交付決定を受けているものとする。

2 県実施要領に定める本市の関係人口の対象範囲については、本市の応援（燕）人口拡大創出事業におけるつばめサポートクラブ又はふるさと燕若者応援事業におけるつばめいとに登録されている者のうち、移住前に次の各号のいずれかに該当すると認められる者とする。

- (1) 継続して移住相談等を行った者
- (2) 市主催の移住体験ツアーに参加した者
- (3) 会員向けのイベントに参加した者

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の申請者は、燕市移住・就業等支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、移住先の就業先の就業証明書(様式第2号)又は就業証明書(様式第2号の2)若しくは起業支援金の交付決定通知書の写しその他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、燕市移住・就業等支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)又は補助金不交付決定通知書(規則様式第3号)により、申請者に通知する。

(補助金の実績報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、規則第10条の規定にかかわらず、同条の規定による報告を省略することができる。

(補助金の交付請求)

第7条 交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、燕市移住・就業等支援事業補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第8条 市長は、新潟県移住・就業等支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、新潟県移住・就業等支援事

業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この告示の規定又は補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が指示した事項に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかにその理由を付して、燕市移住・就業等支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が別表に掲げる要件に該当する場合で、既に補助金の交付がなされているときは燕市移住・就業等支援事業補助金返還請求書(様式第6号)により補助金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして燕市が新潟県と協議して認めた場合はこの限りでない。

(雑則)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が新潟県と協議して定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年4月1日告示第166号)

この告示は、告示の日から施行し、令和2年2月6日から適用する。

附 則(令和2年9月7日告示第363号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第122号)

この告示は、告示の日から施行し、令和3年3月3日から適用する。

附 則(令和4年3月30日告示第84号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の燕市移住・就業等支援事業補助金交付要綱第2条第2項の規定は、この告示の施行の日以後に転入した者に適用し、この告示の施行日前に入した者は、なお従前の例による。

別表(第10条関係)

全額の返還を求める場合	ア 虚偽の申請等をした場合 イ 補助金の申請日から3年未満に燕市から転出した場合 ウ (就業の場合のみ)補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合 エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
半額の返還を求める場合	補助金の申請日から3年以上5年以内に燕市から転出した場合